

## 三鷹市新基本構想・基本計画への提言

平成 12 年 11 月 7 日

みたか国際化円卓会議

はじめに

平和・人権・自治を基調として「人間のあすへのまち」を目指して策定された三鷹市の基本構想では、市民主体による国際交流活動の推進、お互いの基本的人権の尊重、人種・国籍・性・信条・心身障害などによるあらゆる差別の解消を基本原則として、平和を希求し世界に開かれたまちづくりを行うことを提唱しています。

2000年10月31日現在の三鷹市の人口は164,624人で、外国人登録人口は2,980人です。三鷹市に共に暮らす人々が、国籍や文化の違いを超えて隣人として、共に地域社会を構成する一員として暮らしていくには、日頃の交流活動や異文化理解を通じた互いの意識変革を一層進める必要があります。また、三鷹市を外国籍市民にとっても暮らしやすいまちにしていくためには、取り組むべきさまざまな課題があります。

「みたか国際化円卓会議」は、何が日常的な課題なのかを把握し、それらの問題の解決には何が求められているかを検証し、その結果を市の施策に反映させるしくみの一つとして、1999年5月に発足しました。同会議は三鷹市在住・在勤の外国籍市民7人と市の外国人相談員、住民協議会、市民団体のメンバー、(財)三鷹国際交流協会などの日本人7人の計14人の委員から構成されています。現在までに8回にわたり開催され、外国籍市民を対象としたアンケート調査の実施も含め、幅広く討議を重ねてまいりました。

外国籍市民にとって暮らしやすいまちは、あらゆる市民にとっても暮らしやすいまちです。また、異なる文化的背景を有する人々が、互いにいきいきと暮らせるまちは、活力のある豊かなまちであるといえます。21世紀の三鷹市をこのような活力ある多文化都市としていくために、「みたか国際化円卓会議」は、これまでの討議の結果に基づき、抽象論としてではなく具体的な施策の実現を切望して、ここに新基本構想・基本計画への提言をいたします。

2000年11月7日

みたか国際化円卓会議

座長 J. E. プレゲンズ

## 目 次

	ページ
はじめに	—
目 次	—
三鷹市新基本構想・基本計画への提言	
1 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	1
(1) 情報保障	
(2) 相談体制の拡充	
(3) 外国籍市民の市民生活全般にわたってのサポート	
2 地域からの国際化	6
(1) 教育の国際化	
(2) 国際交流活動の推進	
3 行政の国際化：外国籍市民に開かれた市政をめざして	8
(1) まちづくりへの参加の促進	
(2) 外国籍市民の地方参政権	
(3) 推進体制の整備	
資料	
1 みたか国際化円卓会議活動経緯	10
2 みたか国際化円卓会議委員一覧	11

## 1 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

### (1) 情報保障

外国籍市民（言語の壁があってコミュニケーションがとりづらい人も含む）に保障されている権利や行政サービス、医療や災害時の対策に関する情報が確実に提供されるよう、使用言語、提供手段、方法、内容について充実を図る。すべての情報をすべての言葉で24時間対応することは不可能だとしても、市民としての権利や必要な情報を、いつ、どこに行けば入手できるか、質問に対して答えてもらえるかということを確認にしろせることが必要である。

(主な提案)

[全般]

#### ① 市からの通知の多言語化

市から郵送される全ての通知の内容について、2～4か国語くらいで、一言でもいいから説明をつける。

#### ② 災害時、緊急事態発生時における外国籍市民への特別配慮

言語の違いなどから、災害弱者になりやすい外国籍市民のために、災害時の行動・連絡先を図形で示した指示表を作成する必要がある。また、救急病院への連絡など緊急時のための指示表の作成や、夜中でもそこに電話すれば対応してもらえる多言語緊急情報サービス窓口が必要である。

[情報提供内容]

#### ③ 医療・病院情報等の情報提供

市内の医療機関の場所や診療時間等の情報を提供すると共に、入院したらどうなるか、面会時間や各種手続きの仕方、経費など病院のシステムを説明する必要がある。具体的には、三鷹市医師会、三鷹市歯科医師会の協力を受け、医療機関マップや手引書や病院のシステムを紹介する外国語版ビデオを作成する。また、手引書等には緊急時に英語で対応できる医療機関の情報を付記する。

#### ④ 学校生活や入学・就学に関する情報提供

言語や文化の違いから、児童・生徒およびその保護者が、学校の入学・就学時や学校生活、諸行事への参加等に支障をきたすことのないように、情報提供を行う必要がある。具体的には、学校案内、入学・就学の手引き書の整備や学校生活のビデオの作成を行う。また、学校、保育園等から保護者宛の通知文については、多言語化を図ったり、定型的なものに関するフォーマットを、外国籍市民の翻訳サポート等を行っているNGO等にあらかじめ配布する。

⑤ 住宅情報を入手できる窓口に関する情報提供

外国語対応ができる不動産業者のリストなど、不動産情報の入手方法を、MITAKA CITY NEWS や市のホームページなどを通して情報提供する。

⑥ 職業安定所など求人情報が入手できる窓口に関する情報提供

職業安定所や相談窓口の場所や利用方法を MITAKA CITY NEWS や市のホームページなどを通して情報提供する。

[提供方法・提供場所]

⑦ 情報提供ルート・方法の拡大

ア) 市内各コミュニティセンターのインターネット公衆端末の活用

市内各コミュニティセンターの公衆端末（10分間/100円）にプリンターを設置し、市のホームページからの情報をプリントアウトできるようにする。なお、公衆端末の利用料は無料化し、プリント利用は有料（コイン式）とすることが望ましい。

イ) 都市銀行等との連携

市民にとって重要な情報を提供する場所として、市内の都市銀行等と連携し、フロアーに新聞・雑誌と共に市の資料を置けるようにする。

ウ) 市内大学・高校等への情報提供

市内の大学や高校等の学生課やボランティアセンター等への情報提供の方法を考えてほしい。

エ) 三鷹市での生活ガイドビデオの作成と図書館等での貸し出し

三鷹市での生活を紹介する外国語版ビデオを、分野毎に作成する（医療（(1)③）、教育（(1)④）、災害時、ごみ、市役所案内など）。ビデオは外国人登録窓口や図書館等に置き、貸出しができるようにする。

⑧ 外国人登録窓口での情報提供の充実

外国人登録窓口が、住民としての権利、教育などの様々な情報を配布する場所となるべきである。

ア) 情報コーナーの設置

市やその他の行政機関、(財)三鷹国際交流協会（MISHOP）などによる発行物を置いて、情報コーナーとする。そして、訪れた外国籍市民に対して自由に持っていってもよいことを、窓口の職員からひとこと言ってもらうなどして示すとよい。

イ) 各種印刷物、情報紙等の一括配布

はじめて外国籍市民登録に訪れる人に対して、上記の印刷物を含め、外国籍市民向けの市のサービスや権利、災害時の避難場所の情報、都の外国籍市民向けサービスの情報等の必要な情報を一括して渡す。

ウ) ホームページ情報のプリントサービス

外国人登録窓口で、外国籍市民に関わりのある国や都など他の行政機関のホームページアドレス一覧を配布したり、あるいはパソコンを置いて、その場で必要な情報をプリントアウトできるようにし、自宅でインターネットを利用できる人はもちろん、そうでない人も窓口で必要な情報を入手できるようにする。

エ) 生活ガイドビデオコーナーの設置

待ち時間などに、⑦エ) の生活ガイドビデオを見ることができるコーナーを設置する。

⑨ i (アイ) マーク窓口(情報提供窓口)の設置

複数の言語に対応可能な i (アイ) マーク窓口を外国籍市民のために設置し、外国語対応ができるスタッフを配置する必要がある。その際、必要頻度を計るために当初は一定期間ボランティアに協力を求める。

⑩ 三鷹駅市政窓口の情報提供窓口としての活用

三鷹駅市政窓口に、市をはじめとする公共機関や MISHOP などからの発行物を提供する情報コーナーを設置するなど、そのアクセスのしやすい立地条件を生かして情報提供窓口として活用する。

⑪ 東京都外国人相談研究会編「Q&A 外国人相談ハンドブック(外国人相談事例集)」の公共機関への設置

東京都の外国人相談事例集は大変参考になる情報が掲載されている。これを市政窓口等公共機関に設置し、必要に応じてコピーができるようにする。

[その他既存の発行物などの改善]

⑫ 「MITAKA CITY NEWS」の改善

ア) 行政サービス情報の掲載

現在の MITAKA CITY NEWS の掲載記事は、イベント情報が主となっている。隔月発行であり、日本語版広報の 4 回分の情報を一回にまとめて発行するということから、今後は行政サービスに関する情報も充実すべきである。

イ) ガイドラインの作成

MITAKA CITY NEWS に掲載する情報について、最低これだけのニュースはぜひ掲載すべきであるという大まかなガイドラインが必要である。

ウ) 新しい制度等に関する説明の掲載

介護保険や地域振興券のような新しく導入される制度については、制度の行われる前から日本人に説明するのと同様に外国籍市民をはじめとする言語の違いが障壁となっている市民に対して、MITAKA CITY NEWS などを通じて同じ情報をきちんと提供することが非常に重要である。

エ) 「広報みたか」の目次の掲載

「広報みたか」の各号の目次を MITAKA CITY NEWS に掲載してほしい。それにより、必要に応じて、各自が「広報みたか」からの情報も入手（知人に訳してもらふことにより）することが可能となる。

オ) 発行頻度の見直しと短信の発行

現在 MIAKA CITY NEWS は隔月発行のため、これだと必要な情報をタイムリーに掲載することが難しい。そこで、たとえばページ数を減らすなどして、現在の予算枠の中で毎月発行するか、もしくは MIAKA CITY NEWS の間に短信（ニュースレター）を発行し、外国籍市民をはじめとする言語の違いが障壁となっている市民が、日本人と同じ頻度で情報を入手できるようにする。

カ) 行政サービス情報を確実に提供できるような工夫

多様な行政サービスの情報を確実かつタイムリーに提供していくために、翻訳に際して、市内の大学や専門学校と提携し、学生による翻訳アルバイトの活用などを図るなど翻訳者確保のための工夫をする。

キ) 広報の多言語化

中国籍市民や中国語を母語とする市民が多く在住するので、言語別広報についても充実を求める。

⑬ 市ホームページの改善

ア) 掲載情報について

医療や教育の情報、外国籍市民に保障されている権利などについて詳しくホームページに掲載してほしい。

イ) リンク情報の充実

外国籍市民に関わりのある国や都など他の行政機関の情報を市のホームページからアクセスできるようにするとよい。

⑭ 「ミタカハンドブック」(外国籍市民向け「くらしのガイド」)の改定

現行の外国籍市民向け「くらしのガイド」は、平成4年に作成されたものであり、情報によっては、現状にあわないものも多い。内容の更新を2、3年に一度おこなうべきである。

⑮ 「三鷹くらしのガイド」「広報みたか」の改善

アンケート結果によると、「時々利用」と「利用しない」が拮抗している。利用者を増やすため、広報紙見出しに日本語の他、英語・中国語・ハンゲル語を挿入するなどの工夫をする。

(2) 相談体制の拡充

現在、市の外国人相談窓口は英語、中国語、ハンゲルの各言語について各月1回、半日という枠で行われているが、より利用しやすい相談窓口とするために開設時間の拡充な

どを行う必要がある。また、(財)三鷹国際交流協会(MISHOP)やボランティアグループとの連携も必要である。

(主な提案)

① 現行の外国人相談窓口のPRと機能拡充

外国人相談窓口について、市政窓口等で一層のPRを図るとともに、ファックスやメールでの相談受付など相談機能の拡充を図る。

② MISHOPやボランティアグループとの連携

市民の日常生活に必要な地域の情報の交流、外国籍の人々の相談ごとは、人と人とのふれあいのなかで行う。この実施にあたっては、三鷹市まちづくり地域住民活動の中で、MISHOP、町会・自治会、住民協議会、学校・職場などと共に市が積極的に取り組む必要がある。また、地域に国際化民生委員を置き、簡易な生活相談などを受けられるようにする。なお、相談体制の充実には、「みたか国際化円卓会議」がリーダーシップをとり、行政と民間との連携を図る必要がある。

③ 相談室の改善

現行の相談室の改善を図り、相談者のプライバシー保護を図ると共に、より利用しやすく、訪れやすいスペースとする。

(3) 外国籍市民の市民生活全般にわたってのサポート

外国籍市民・児童・生徒へのサポート体制を整えるために、市やMISHOP、教育機関やNGO等が連携し、情報交換する場を設けたり、ボランティア通訳制度の設置などを行う必要がある。また、外国籍市民への支援を行っているNGOの活動に対する支援を市が行うことも必要である。

(主な提案)

① 市・MISHOP・住民協議会・教育機関・NGO・人権擁護委員会等による外国籍市民のためのサポートネットワークづくり

外国籍市民へのサポートのために、市、MISHOP、ボランティア、留学生、住民協議会、学校、人権擁護委員会などのネットワークづくりや、ボランティアグループのネットワークづくりをおこなう必要がある。

② 外国籍児童・生徒やその保護者に対する通訳・翻訳等を含めたサポートシステムづくり

通訳や翻訳などを通して、外国籍児童・生徒の保護者をサポートしてくれるボランティアの育成やボランティアグループに関する情報の把握をおこない、保護者に対する支援を充実する必要がある。

③ 外国語通訳者登録制度の設置

手話通訳者登録制度のように、外国語通訳者の登録制度を設置する。



- ④ 外国籍市民の生活支援を行っているNGOの活動へのサポート
- ⑤ 外国籍市民にとっても利用しやすい総合オンブズマン制度  
外国人相談窓口でのPR、通訳が必要な人には通訳をつけるなど、新しくなるオンブズマン制度を、外国籍市民も利用しやすいものにする。
- ⑥ 不動産関係者に対する働きかけ  
外国籍市民が賃貸住宅に入居する際の入居差別をなくすため、不動産関係団体等に、市から働きかける。

## 2 地域からの国際化

### (1) 教育の国際化

21世紀を担う子どもたちがお互いの平等の精神、権利の尊重について学び、差別や人権侵害のない世界を構築するため、そして国際人として対応していくための教育の国際化を推進していくべきである。また、外国籍児童・生徒や日本語以外を母語とする児童・生徒が、日本の学校で教育を円滑に受けられるようにするため、日本語教育をはじめとする教育内容の充実を図るとともに、保護者も対象に含めた形での支援体制が必要である。さらに、外国籍児童・生徒をはじめ、多様な文化的背景を有する児童・生徒が、自らの文化などを学びたいという希望がある場合、配慮することも必要である。

(主な提案)

- ① 学校教育の国際化
  - ア) 学校の教育理念として、教育の国際化を推進する内容に沿った方針を取り入れる必要がある。
  - イ) 子どもたちに日本の文化、外国の文化の両方について理解を深める教育を進めるなど多文化理解教育の促進
  - ウ) テレビをはじめとするマスメディアによるステレオタイプの外国籍市民像に惑わされないような教育(メディアリテラシー)の推進を図る。
  - エ) 国際理解教育の促進
  - オ) 外国籍児童・生徒や日本語以外を母語とする児童・生徒が、日本で円滑に教育を受けられるように、たとえば学習言語まで習得できるような日本語教育の実施など教育内容を充実する。
  - カ) 外国籍児童・生徒をはじめ、多様な文化的背景を有する児童・生徒が、自らの文化を学習することについて配慮する。
  - キ) 教育・保育に携わる人々に対し、多文化研修の機会を提供する。とりわけ

教員は、多文化の国々がどのようにして多様な文化的背景を持つ児童・生徒の多文化性を教育の場で活かすようにしているかを学ぶ必要がある。こうした研修は、市内の大学等と連携して三鷹における多文化性の実状を学ぶ内容とする。また、これらの研修内容を他の職種の人とも共有できるようにすることが重要である。

② 学校生活や入学・就学に関する情報提供

ア) 学校生活や入学・就学に関する情報提供（1（1）④再掲）

イ) 外国籍や多様な文化的背景をもつ児童・生徒の保護者が、日本の学校のしくみや学校生活等の情報を把握できるようにするため、「学校手帳」を発行する。学校手帳は、母子手帳の延長のようなものとし、学校生活等についての重要な情報や、各種学校行事の説明、自分の子どもが予防接種を受けているかどうか等についてのチェック欄などを設ける。また、必要に応じて情報の差し替えがしやすいように、ルーズリーフ式とするのが望ましい。

③ 外国籍児童・生徒やその保護者に対する通訳・翻訳等を含めたサポートシステムづくり（1(3)②再掲）

④ 外国籍児童・生徒等保護者の懇談会等の設置

ア) 外国籍児童・生徒等の保護者と学校関係者・教育委員会等の懇談会を設置し、継続的、定期的を開催する。懇談会は、説明会ではなく、保護者が学校教育において直面している諸問題の解決にむけて、関係者と話し合える場とする。

イ) 懇談会の次の段階として、外国籍児童・生徒等とその保護者が互いに情報交換をしたり、悩みなどについて話し合うことができる組織を作る。なお、この組織への参加は自発的なものとすると共に、市内在住で市外の私立学校に子どもを通わせていたり、既に子どもが義務教育を終了している市民や、教員等もこの組織に参加できるようにする。

⑤ 図書館の整備

市立図書館に外国語版図書のリファレンスと外国語版図書を整備する。

(2) 国際交流活動の推進

国籍や文化の違いを超えて共に隣人として、地域社会を構成する一員として暮らしていくには、日頃の交流活動や異文化理解を通じた互いの意識変革を一層進める必要がある。(財)三鷹国際交流協会(MISHOP)は、市民による幅広い活動を行い、三鷹市の国際化施策において大変重要な存在となっている。このMISHOPの活動をより一層PRするとともに、事業の拡充や市との連携の促進を図る必要がある。また地域での、人と

人とのふれあいの中で、日常的な情報交換や悩み相談などが行われるよう、MISHOP、住民協議会、町会・自治会、近隣の人々等による国際交流活動を推進する必要がある。

(主な提案)

- ① 外国人相談事業や国際理解教育事業、ボランティア通訳ネットワーク事業、芸術文化交流事業など MISHOP の事業の拡充
- ② 情報提供窓口としての三鷹駅市政窓口と MISHOP の連携
- ③ 外国籍市民の地域での行事に対する参加促進と、地域での相互交流の促進  
アンケート結果によると外国籍の人々は、市>MISHOP>住民協議会の順で、多くはないが行事に参加している状況である。PR にさらに努め発展させ、三鷹市民の国際化意識の高揚につとめることが肝要である。たとえば社会教育会館または住民協議会の場を利用した外国籍の人々あるいは帰国者対象の講座等に対しての支援（助成金や講師派遣）を行うことなどが考えられる。また、地域住民との相互交流を図る事業の開催を促進する。
- ④ 市、MISHOP、住民協議会やボランティアグループとの連携(1(2)②再掲)

### 3 行政の国際化:外国籍市民に開かれた市政をめざして

#### (1) まちづくりへの参加の促進

外国籍市民の声を市政に反映し、市、外国籍市民、関連機関、NGO等が互いにコミュニケーションを図る場として、「みたか国際化円卓会議」を活用することが求められる。また、三鷹市の国際化の進展を図るよう必要な勧告をする機能として、「みたか国際化円卓会議」を位置づける必要がある。

#### (2) 外国籍市民の地方参政権

納税義務をはじめ地域社会の一員としての役割を担っている定住外国籍市民が、地域住民の基本的な権利のひとつである地方参政権を得られるよう、国に働きかけることが求められる。

#### (3) 推進体制の整備

行政の中からの国際化を推進し、外国籍市民が市役所の窓口などでスムーズにサービスを受けられるよう、一層の人材育成や人材活用が必要である。また、外国人登録窓口等での情報提供サービスなど窓口機能の充実が求められる。

(主な提案)

- ① 来庁する外国籍市民等がスムーズに諸手続きなどが行えるように専任サポート

職員を配置する。

市役所の中に専任で、来庁する外国籍市民等に手続きの方法や書類の書き方等をサポートする職員を置くことを求める。

② 市職員への国際化教育、語学研修を促進し、人材育成を図る。

外国籍市民に対し、円滑に窓口対応などができるよう職員の語学研修、国際化教育等を促進し、人材育成を図る。

③ 医療関係者や警察官等に対する多文化研修の実施について、関係機関に働きかける。

④ 外国人登録窓口での情報提供の充実（1(1)⑧再掲）

⑤ i(アイ)マーク窓口の設置（1(1)⑨再掲）

⑥ 三鷹駅市政窓口の情報提供窓口としての活用（1(1)⑩再掲）

## みたか国際化円卓会議活動経過一覧

回	開催日	主な議題
平成 11 年度 第一回	平成 11 年 5 月 14 日 (金)	1) 委員の委嘱 2) 座長・副座長選任 3) 設置要綱について 4) 今後の議題に関する意見交換
第二回	平成 11 年 8 月 27 日 (金)	1) 外国籍市民への情報保障について意見交換 2) 外国籍市民へのアンケート調査などの検討
第三回	平成 11 年 11 月 19 日 (金)	1) 教育・保育について意見交換 2) アンケート調査実施における配布方法
第四回	平成 12 年 2 月 18 日 (金)	1) 教育・保育について意見交換 2) アンケート調査集計結果中間報告
平成 12 年度 第一回	平成 12 年 4 月 27 日 (木)	1) 外国籍市民アンケート調査集計報告 2) 医療について意見交換 3) 新基本構想・基本計画に対する提言について 意見交換 (これまでの提案集をもとに)
第二回	平成 12 年 6 月 29 日 (木)	1) 新基本構想・基本計画への提言(案)に関する 意見交換① 2) 学校教育に関する取組み等に関する他市の事 例紹介
第三回	平成 12 年 8 月 24 日 (木)	1) 新基本構想・基本計画への提言(案)に関する 意見交換②
第四回	平成 12 年 10 月 26 日 (木)	1) 新基本構想・基本計画への提言(案)に関する 意見交換③ (最終)

// 11 月  
 平成 13 年 2 月

基本構想・基本計画への提言を市長に提出  
 // 第 1 次素案について意見交換 //

## みたか国際化円卓会議委員一覧

	氏名	所属等
座長	ジャン・E・プレゲنز	ルーテル学院大学助教授
副座長	那須 博	三鷹市外国人相談窓口相談員（英語担当）
委員	干 冬梅	アジア・アフリカ語学院講師
	王 錫祥	三鷹市外国人相談窓口相談員（中国語担当）
	岡田 行雄	(財)三鷹国際交流協会常務理事（平成11年6月まで）
	正満 たつる子	(財)三鷹国際交流協会副理事長(平成11年8月から)
	ウィリアム・M・スティール	国際基督教大学教授
	千 柄裕	大韓国民団推薦
	長野 浩久	中国帰国者の会三鷹支部代表
	野副 安代	三鷹市外国人相談窓口相談員（ハングル担当）
	樋上 寛	住民協議会代表（大沢住民協議会会長）
	ジョン・C・マーハ	国際基督教大学教授
	李 甲俊	朝鮮総連西東京東部支部推薦
	河村 孝	市企画部長・三鷹市国際化推進連絡調整会議委員長
	岩下 政樹	市生活環境部長・三鷹市国際化推進連絡調整会議副委員長